# 試験傾向を徹底分析した 『テキスト』!

10ヵ月・8ヵ月速修総合本科生プラス、10ヵ月・8ヵ月速修総合本科生、8ヵ月速修本科生の教材費は受講料にすべて 含まれています! (六法・過去問題集等は除く)

※「再受講割引(テキスト無)」は受講料にテキスト代は含まれておりません。

### 基礎講座<主要4科目編><マイナー科目編>使用テキスト

インプットとアウトプットを一体化した効率的な学習体系を構築! そして、わずか6ヵ月で合格した著者の記憶法の全てが、ここに!

## トマシステムシリーズ

#### 【山本浩司著 早稲田経営出版】

るように記載しています。

参考問題を適宜掲載し、単なるインプッ

トのテキストではなく、その項目に必要

なアウトプット(問題)も掲載。一体化す

ることで立体的な知識が身につきます。

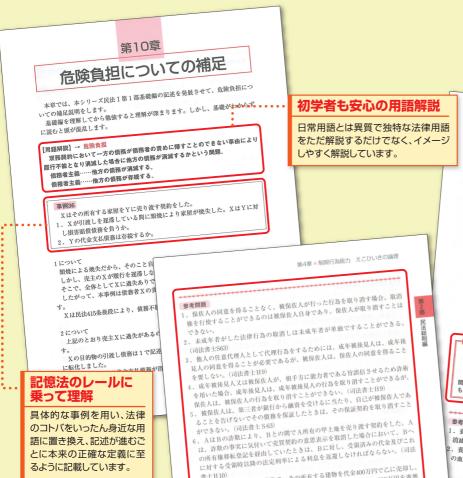
その項目に必要な アウトプット(問題)も網羅

「山本浩司のオートマシステム」は「インアウト」と「記憶法重視」で効率的な学習を可能にします。「インアウ ト」とはインプットの段階で過去問を解くことで、インプットの段階から出題パターンを知ることができ、合 格レベルまでの時間を短縮できるというもので、「記憶法重視」とはどうしたら記憶できるか、という視点で 書かれているので読者は読むだけで山本式記憶法を体感できる、という2つの特徴をもっています。この2 つの方法による学習で自動的に合格に必要な学習法を本書で体感することができます。



※テキストの表紙デザインは変わる場合があります。

血族関係は生じません。



・ 成年被後見人甲は、単独で、その所有する建物を代金400万円で乙に完却し、ので金のうち、30万円を円に対する債務の返済にあてた上、200万円を変勢に、120万円を存装している。この 壊に、120万円を存装している。この 壊に、120万円を存装している。この 場合において、甲の皮を後見人が乙にが上端物の売買契約を取り消したときに、 場方にに返還すべき金額は、次のうちどれか。(司法青士 S 62)
4 80万円
4 80万円
5 50万円

平なの無限ынтноのルファニマー/エロマ川西。 A は善意の不当利得者であり、民法703条が適用される。すなわち、現

1 400万円 2 280万円 3 200万円 4 80万円

いずれも取消しは不可。(民法21条) いずれも取消しは不可。(民法21条) 単なる黙秘は詐術にあたらずという主旨の出題。

いずれも同意は不要。(民法102条

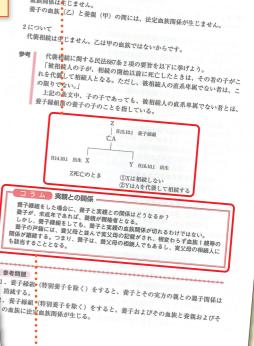
存利益の返還で足りる。

### 理解を促進する図解

適宜図解を挿入しているので、イメー ジしにくい複雑な法律関係を視覚的に 理解できます。

第3章 親 子

親能



### メリハリのある文体

本文は「ですます調」で、コラムなどは「であ る調」の文体をあえて混合させて記載し、メ リハリをつけ記憶に残りやすくしています。